

【用語】なはうち—検地 所務—一つとめ、役目 紹人—領主から知行地を与えた在地武士 納所—年貢を納めること ともから—なかも、同輩 従類—一族と家来ども はた物—畠にできるもの きもいり—名主や庄屋の別称 中大類・下大類—高崎市

【解説】北条氏の滅亡によつて、天正十八年（一五九〇）七月十三日、小田原城に入つた豊臣秀吉は、その論功行賞として家康に北条氏旧領の関東を与えると同時に、本多忠勝には上総国大多喜城（千葉県大多喜町）一〇万石、井伊直政には箕輪城一二万石を与えた。箕輪に入部した直政は、館林藩の榎原氏と同様、城の修築と城下町の整備に着手し、合わせて領内の検地を実施したと思われるが、その実態は明らかでない。

この文書は、箕輪領の検地と年貢に関連して、井伊直政が中大類村と下大類村に出した文禄五年（一五九六）四月と推定されている定書である。そのなかで、今回の検地は一二万貫文の有無を確認するため実施するもので、諸役や田畠の入り組みなどは従来どおりとし、また家臣への知行割も手は付けないと記している。したがつて、この頃箕輪領では検地が実施され、また家臣の地方知行も行われていたことが考えられる。ただ、直政が箕輪を居城としたのは、慶長三年（一五九八）三月に和田の地（高崎城）へ移るまでのわずか八年間にすぎなかつた。なお、この文書は高崎市指定の重要文化財である。